

論考・コラム・レポート

税・社会保障改革

February 28, 2019

連載コラム「税の交差点」第56回:今後の税制改正 の論点(2)私的年金の充実を税制で支援

税

社会保障

1 私的年金充実の必要性

前回(「今後の税制改正について(1)一所得再分配機能の強化と金融所得税 制」)では、所得再分配機能の拡充という観点からは金融所得課税の見直し(税負担の増加)が検討課題となること、その際には、中所得者以下の税負担への配慮と、株式相場への配慮が必要ということで、NISAの恒久化・拡充などと合わせて検討する必要があることを述べた。一方で人生100年時代の課題として、私的年金のさらなる拡充が必要となる。わが国の公的年金の所得代替率が、少子高齢化の進展で(マクロ経済スライドが発動され)今後ますます低下すると予想される中で、老後を豊かに過ごすためには、欠かせない重要なことである。

平成31年度与党大綱には、「老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、・・・働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある」として、「資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である」という認識が示されている。

またこのような見直しは、わが国の家計の資産運用の向上、リスクマネー拡充という見地からも求められる政策だということである。わが国家計の金融資産に占める現

預金の割合は5割を超えているが、老後の資産形成という場合、これを変えていく政策が必要ということである。

この点米国の例が参考になる。米国でもつい30年ほど前までは、家計の金融資産に占める現預金の比率は高く、株式・投信の保有割合は15%前後と今日のわが国の状況と似ていた。これが現在のように30%を超えるのは90年代の後半で、その最大の理由は、IRAやロスIRAといった税制優遇年金の導入・普及である。

図表1 米国の家計金融資産



そこで、わが国でもiDeCo やNISA、つみたてNISAをもっと使いやすいものにして、老後の金融所得を増やしていくような税制を考える必要がある。

前回述べた金融所得に対する税率引き上げとの整合性という点では、高額の金融所得の負担は重くしつつ、現役・勤労世代が毎年老後に積立てる金融資産の税制は優遇する、というポリシーミックス・住みわけが必要となる。

2 現行制度の問題点

では、具体的な見直しの方向をどのように考えていくのか。

政府税調は、昨年10月、iDeCoなどの私的年金制度、財形貯蓄などの非課税貯蓄制度、NISAなどの非課税投資制度を一覧して比較できる資料(図2)を提出している。

図表2

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

	Autoba	WANAGE	非課税措置の概要				44 14 44000
制度		掛金等の負担	事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時	払出制限
	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来 受け取る年金給付の算定 方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も 一部拠出可能) ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料〕 控除	課税停止(注)	【年金払い】 雑所得 (公的年金等 控除) 【一時金払い】 退職所得又は 一時所得	なし (中途引出し可)
私的年金	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出 額と運用収益の合計額を 基に給付額が決まる制度 (掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も 一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出 限度額あり		全額控除 (小規模企業 共済等提金 控除			支給開始年齢まで払出不可
金	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗 せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半 (一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 (社会保険料) 控除			支給開始年齢 まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が 退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 (生命保険料 控除			なし (中途引出し可)
#課税貯蓄·投	NISA ・非課税口座内の少額上場 株式等の譲渡並及び配当 等について非課税	【一般NISA】 投資限度額: 年120万円(非 課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額: 年40万円(非課 税期間20年間)	事業主拠出なし	税引き後所得から拠出	非課税	E	\$L
	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯 蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯 蓄の合算で元本550万円が 上限					住宅取得・年金3 払以外の払出け 遡及課税

(注)積立金の機高について1.17%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から平成32年3月までは課税停止とされている。 (備考)上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載、上記のはか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

(出所) 政府税制調査会資料

現在あるわが国の私的年金や非課税制度については、以下の問題が指摘されている。

第1に、わが国の私的年金(3階部分)は、雇用形態に応じて縦型に分立した状況にあり、個人の働き方の多様性が増す中、それに対応できていないという問題である。

第2に、iDeCoは、拠出限度額が複雑だ、水準も低い、60歳までしか積み立てられないといった問題がある。

第3に、NISAは租税特別措置で定められた時限的な制度である。拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型で、非課税投資額は年間120万円、最大で5年分600万円まで投資可能である。2018年1月から、非課税期間が20年、投資上限が年40万円の

「つみたてNISA」も導入された。このような時限的な制度では、家計の資産形成支援、成長資金の供給という面では安定的とは言えない。

また、NISAは枠の再利用ができず使い残した拠出枠の繰越もできないなどの課題があり、つみたてNISAも、非課税期間が20年、投資上限が年40万円と、老後の備えという観点からみると物足りない規模である。さらに、長寿化を迎え、60歳を超えて支払われる退職一時金の長期にわたる運用のニーズは、現行のiDeCoやNISAでは受け止められない。

3 EET型とTEE型

政府税調の資料では、老後の備えた資産形成を支援する税制上の仕組みについて、 ①拠出時課税、運用・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)と、②拠出時 非課税、運用時非課税、給付時課税のEET型の2種類の課税方式に応じて区分して いる。

米国・英国・カナダなどでは、私的年金・資産形成の税制として、EET型の商品とTEE型の商品の2つがあり、国民のニーズに応じて選べるようになっている。以下は、米国の私的年金であるIRAとロスIRAの概要であるが、拠出限度額が2つの制度の合計となっており、その範囲で選択できる。

図表3 米国IRAとロスIRA

	Traditional IRA	Roth IRA				
対象者	● 70.5 歳未満で所得のある者	● 所得のある者				
	● 職場の年金制度でカバーされている	● 調整後総所得金額の制限あり				
	場合を除き、所得制限はない					
運用方法·	● 銀行、証券会社などの金融機関に専用口座を開設(定期預金、投資信託、株式					
	等)					
	●生命保険および美術品、骨董品、宝石等の収集品への投資は禁止					
支給開始年齢	● 59.5 歳以上 70.5 歳まで	● 最初の拠出から5年以上経過後				
		● 59.5 歳以上				
課税方式	● 拠出時、運用時非課税、給付時課税	● 拠出時課税、運用時、給付時非課税				
	(EET 型)	(TEE 型)				
助成金	なし	なし				
最低拠出額	なし	なし				
拠出限度額	● Traditional IRAとRoth IRAの合計で\$6,000(50歳以上は\$7,000)または年間課税					
	所得の小さい方(2019)					
	● 拠出枠の繰越不可					
支給方法	ールオーバー) 可能					

(出所) 筆者作成

適用税率が同じであるという前提を置くと、EET 型とTEE 型の実質的な経済的価値は同値である。

図表4 税制優遇の比較

		貯蓄額 (A)	貯蓄時の 納税額	10年後の 貯蓄総額 (元本と運用登) (B)	10年後の 税額 (C)	10年後の税 引き後手取り (B)-(C)	10年間の 税額の10年 後の価値	減税額 (税引き後手取り 額の所得課税 との差)
所得課税		80	20	119 ^{注1}	1 ^{2±4}	118 ^{達6}	45 ²	0
消費課税	A (EET型)	100	非課税	163 ^{注2}	33 ²⁵	130	33	12
タイプ	B (TEE型)	80	20	130 ^{±3}	非課税	130	33 ²²⁸	12
非調 (EEE		100	非課税	163 ^{注2}	非課税	163	0	45

- * 当初の所得100を、税率20%、利子率5%で10年間運用した場合
 - 注1 10年目の元本とその運用益。元本は毎年4%ずつ成長。80×1.04の9乗×1.05
 - 注2 100×1.05の10乗
 - 注3 80×1.05の10乗
 - 注4 10年目の運用益に対する税額。80×1.04の9乗×0.05×0.2
 - 注5 10年後の手取り額(貯蓄総額)に対する税額。163×0.2
 - 注6 毎年の運用益に20%の税率がかかるため、貯蓄額は差し引き4%成長。80×1.04の10乗
 - 注7 貯蓄時の納税額と毎年の運用益に対する税額(初年度の税額0.8が毎年4%ずつ成長)を割引率5%で計算した10年後の現在価値(PV)
 - 注8 初年度の税額20を割引率5%で計算した10年後の現在価値(PV)

(出所) 金融税制・番号制度研究会

iDeCoは拠出時、運用時非課税・給付時課税(EET型)の商品だが、給付時に公的年金等控除が適用され多くの場合非課税となり、税の優遇度が大きくスーパー金融商品とも称されている。これは所得税の課税ベースの脱漏が大きい(将来の減収につながる)ことを意味しており、iDeCoの拡充は、公的年金等控除の見直しとセットで進めていく必要がある。

以上みてくると、わが国で必要なのは、TEE型の年金・積立制度ではないだろうか。

TEE型には、以下のようなメリットがある。

- ①貯蓄に対する税制として、簡素で明瞭である。
- ②税引き後所得から拠出する方が拠出額のコントロールが容易で、老齢期に入って から給付の税務に煩わされずに済む。
- ③EET型は新たな所得控除を設けることになり、高所得者に有利など国民・税制当局の理解を得にくいが、TEE型は最初に課税するので、制度導入時の財政負担が軽い。4、つみたてNISAの拡充・私的年金化を

現在わが国でTEE型となっているのはNISAであるが、その中の「つみたてNISA」を拡充し、現役・勤労世代の老後資金の積立を税制支援する制度・私的年金として恒久化していくことが必要ではないか。

その際、3階部分(私的年金)を整理・統合して「国民にわかりやすい仕組み」にしていくために、「受け皿」としての機能が果たせるようなものにすることや、退職一時金や他の私的年金からの移管について全額拠出可能とすることも必要と思われる。

大きな問題となるのは、引き出し制限をどこまで厳しくするかという点である。国 民の税金を使って優遇する(税制支援する)ためには、何らかの大義名分が必要とな る。それは、人生100年時代に備えての「老後の資金の積立て」である。

こう考えると、中途の引き出しは、教育、住宅取得、医療・介護等特定の支出など 最小限に限定する必要がある。その意味で、資産の流動性が高い仕組みになっている NISAとは住みわけが必要なのかもしれない。

森信 茂樹

研究主幹

研究分野・主な関心領域 和税政策/財政政策/地方財政

研究ユニット

税・社会保障改革ユニット

By the Same Author

同じ研究員のコンテンツ

税・社会保障改革

連載コラム「税の交差点」第55回:甘い中 長期財政試算と独立推計機関の必要性

森信 茂樹

February 4, 2019

税・社会保障改革

連載コラム「税の交差点」第54回:今後の 税制改正について(1) -所得再分配機能 の強化と金融所得税制

森信 茂樹

January 17, 2019

論考・コラム・レポート

論考・コラム・レポート

税・社会保障改革

連載コラム「税の交差点|第53回:どう考 連載コラム「税の交差点|第52回:英国デ えてもおかしいポイント還元5%は中止す べきだ

森信 茂樹

国際租税

ジタル課税を考える

森信 茂樹

November 6, 2018

VIEW MORE

Related Articles

同じテーマのコンテンツ

論考・コラム・レポート

論考・コラム・レポート

税・社会保障改革

高齢者就労と社会保険料負担

西沢 和彦

February 25, 2019

税・社会保障改革

連載コラム「税の交差点」第55回:甘い中 長期財政試算と独立推計機関の必要性

森信 茂樹

February 4, 2019

論考・コラム・レポート

論考・コラム・レポート

税・社会保障改革

働き方の多様化と所得課税の在り方について

佐藤 主光

February 4, 2019

税・社会保障改革

所得税の控除見直しが社会保障制度に波及

土居 丈朗

January 28, 2019

VIEW MORE



Mail Magazine メールマガジンのご登録はこちら

東京財団政策研究所とは 研究員

研究活動 政策データラボ

お問合せ プレスルーム

アクセス イベント

ニュース

利用条件

プライバシーポリシー

サイトマップ

Copyright © 2019 The Tokyo Foundation for Policy Research